

第2回

芽室町農業委員会総会議事録

令和 5年 8月30日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和 5年 8月30日 (水) 10時30分～11時13分

●場所

芽室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
日程第3	報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件
日程第4	報告第3号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件
日程第5	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件
日程第6	議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件
日程第7	議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件
日程第8	議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件
日程第9	議案第5号 現況証明願いの件
日程第10	議案第6号 芽室町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに係る意見書提出の件
日程第11	議案第7号 芽室町農村滞在型余暇活動機能整備計画策定に係る意見書提出の件

●出席委員

1番 島部 亨	2番 平林 浩哉	3番 中捨 雅裕	4番 嶋崎 敏文
5番 野澤 修治	6番 盛田 義政	7番 山川 直孝	8番 小林 幸雄
9番 土屋 克彦	10番 松久 和明	12番 鳥本 和則	13番 高橋 仁
14番 栗野 秀明	15番 廣江 英幸	16番 道下 勇治	17番 横溝 勲

●欠席委員

11番 珠玖 春美

●委員会に参与した者

事務局長 藤野 元成 事務局次長(兼)農地振興係長 土田 雅敏
農地振興係主事 佐伯 雛

●議事録署名委員

5番 野澤 修治 6番 盛田 義政

(10時30分 開会)

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に、5番 野澤委員、6番 盛田委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町平和西16線外合計19筆、現況地目は畠、合計面積280,849m²です。本申請は、相続による所有権移転のために届出されたものです。

【番号2番】土地の所在は、芽室町基線外合計12筆、現況地目は畠、合計面積175,209m²です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

○議長（島部会長） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

●日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件を議題といたします。それでは番号1番から番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件。次の件について、許可したので報告する。

【番号1番】貸人の土地の所在は、芽室町芽室北2線外合計4筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積13,394m²です。本申請は、砂利採取及び基盤整備（一時転用）のため、申請されたものです。

【番号2番】貸人の土地の所在は、芽室町北4線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積15,962m²です。本申請は、砂利採取及び基盤整備（一時転用）のため、申請されたものです。

【番号3番】貸人の土地の所在は、芽室町坂の上10線、公簿・現況地目とも畠、面積1,144.10m²です。本申請は、祖父から孫へ使用貸借で農業用格納庫1棟の新築（永久転用）のため、申請されたものです。

○議長（島部会長） ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

●日程第4 報告第3号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 報告第3号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件を議題とします。それでは、道下現地調査委員長より復元状況調査の結果について報告をお願いします。

○16番（道下委員） 16番道下です。8月21日の13時30分より役場庁舎2階会議室8で現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会は、中捨委員、小林委員、高橋委員、そして私道下、事務局から藤野局長、佐伯主事が出席しています。当日は、調査内容の説明を受けた後、現地調査へ向かい、各現地では地元委員の説明を受け、調査を行いました。番号1番の砂利採取及び基盤整備、番号2番の土採取及び起伏調整、番号3番の砂利採取及び基盤整備について、農地として復元できていることを確認しました。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） ただいま、道下委員より報告がありました報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

●日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件を議題といたします。

○議長（島部会長） それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件。次の者から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、茅室町坂の上9線外合計5筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積147,723m²です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたものであり、合意解約の成立日は令和5年8月1日、土地の引渡しの時期は令和5年8月31日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

- 議長（島部会長） ないものとの認め、番号1番については原案のとおり決定します。
○議長（島部会長） 以上で議案第1号を終わります。
-

●日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があつたので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町上芽室東外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積13,290m²です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 土屋委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○9番（土屋委員） 9番土屋です。先日、現地確認を行いました。申請地は、渋山川と報徳高台の間に位置しております。本申請は、経営規模拡大によるものであり、周辺地域にも問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号2番】土地の所在は、芽室町上美生5線、公簿・現況地目とも畠、面積は49,606m²です。譲渡人から賃貸借（1年）となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 粟野委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○14番（粟野委員） 14番粟野です。先日、現地確認を行いました。借人の経営規模拡大のため賃貸借するものであり、土地の状況や周辺地域について問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号2番について、原

案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で議案第2号を終わります。

●日程第7 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件

○議長（島部会長） 次に、日程第7 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件。次の者から農地法第5条の規定による許可申請があつたので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町北芽室北2線外合計4筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積は3,467m²です。本申請の転用目的は、砂利採取及び基盤整備（一時転用）であり、転用の期間は令和5年10月1日から令和6年9月30日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） ただいま、事務局の説明に関連して、担当委員であります高橋委員の方から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○13番（高橋委員） 13番高橋。所在地は、十勝川と美馬牛川の合流点付近です。貸人は、数年前に離農跡地を購入しましたが、砂利が多く基盤整備のため、砂利採取を行うとのことです。土砂の流出又は崩壊等災害の発生させる恐れがないため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

なお、番号1番につきましては、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から「許可相当」の回答があり、準備が整い次第、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

○議長（島部会長） 以上で議案第3号を終わります。

●日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件

○議長（島部会長） 次に、日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題とします。それでは、整理番号20番から整理番号23番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、芽室町より決定を求めるられた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。

【整理番号20番】土地の所在は、芽室町上伏古7線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積は49,089m²です。公益財団法人北海道農業公社から売買するものです。

【整理番号21番】土地の所在は、芽室町西土狩北3線外合計6筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積は52,087m²です。公益財団法人北海道農業公社から売買するものです。

【整理番号22番】土地の所在は、芽室町西土狩北7線外合計15筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積は189,551m²です。公益財団法人北海道農業公社から売買するものです。

【整理番号23番】土地の所在は、芽室町北伏古南12線外合計3筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積は49,263m²です。公益財団法人北海道農業公社から売買するものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号20番から整理番号23番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。それでは、整理番号20番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号20番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号21番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号21番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号22番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号22番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、整理番号23番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号23番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で議案第4号を終わります。

●日程第9 議案第5号 現況証明願いの件

○議長（島部会長） 次に、日程第9 議案第5号 現況証明願いの件を議題とします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（佐伯） 議案第5号 現況証明願の件。次の者から現況証明願があつたので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町西2条南4丁目、公簿地目は畠、面積は402m²です。本申請は、所有者から委任を受けた申請者が、登記地目変更のため申請されたものです。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） 次に、道下現地調査委員長から現地調査の結果を報告願います。

○16番（道下委員） 16番道下。8月21日の13時30分より役場庁舎2階会議室8で現地調査委員会を開催しました。現地調査委員は、中捨委員、小林委員、高橋委員、そして私道下、事務局から藤野局長、佐伯主事が出席しています。当日は、事務局より願い出の概要、担当委員からの補足説明があつた後、現地調査を行いました。現地調査の結果、「農地・採草放牧地以外」と判断しましたので報告します。

○議長（島部会長） これより、質疑に入ります。番号1番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号1番について、現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第5号を終わります。

●日程第10 議案第6号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに係る意見書提出の件

○議長（島部会長） 次に、日程第10 議案第6号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに係る意見書提出の件を議題とします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第6号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに係る意見書提出の件。農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により、芽室町より意見を求めるられた次の芽室町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて審議を求める。今回の基本構想の見直しは、5月に制定した「農業経営基盤促進法」を一部改正するものであり、今年4月より施行されたものです。その施行に伴い、北海道が定めております「北海道農業経営基盤強化促進基本方針」が令和4年4月4日付で改正されております。また、市町村の基本構想は、北海道の基本方針に倣うということから、北海道の基本方針が改正されたことに伴い、町の基本構想の見直しが必要となつたものです。そして、今回の法改正に伴い、北海道の基本方針に新たに追加された項目は、1 農業を担う者の確保及び育成の考え方、2 芽室町が主体的に行う取組、3 関係機関との連携・役割分担の考え方、4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供の4つです。（資料1：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想改正案・現行参照）合わせて、これまでの農地の所有権移

転や利用権設定のために行ってきました利用権促進事業については制度廃止されたため、該当箇所は削除されております。ただし、法施行されてから2年間もしくは地域農業計画基盤促進計画が策定されるまでは経過措置として、所有権の移転可能となっておりますので、そのような措置を取っています。その他、資料1に関係文言を見直したもの添付しておりますので、ご覧ください。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。ただ今、事務局より説明がありましたが、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しについて、ご意見・ご質問はありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、「見直し案に意義のない旨」決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第6号を終わります。

●日程第11 議案第7号 芽室町農村滞在型余暇活動機能整備計画策定に係る意見書提出の件

○議長（島部会長） 次に、日程第11 議案第7号 芽室町農村滞在型余暇活動機能整備計画策定に係る意見書提出の件を議題とします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第7号 芽室町農村滞在型余暇活動機能整備計画策定に係る意見書提出の件。農林漁村滞在型余暇活動のための基盤整備に関する法律施行規則第4条の規定により、芽室町より意見を求められた芽室町農村滞在型余暇活動機能整備計画の策定について審議を求める。法律第5条の規定に基づく市町村計画を策定したく、農村漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則第4条の規定により、意見聴取するものです。別紙資料（資料2：芽室町農村滞在型余暇活動機能整備計画の策定について）は、町が計画策定をすることとなった経緯や計画内容が記載されております。策定の目的では、道内農家の経営多角化により「農家レストラン」や「農業体験施設」などのグリーン・ツーリズム関連施設が増加しています。芽室町においても、市街化調整区域の農家からグリーン・ツーリズム関連施設の建設相談を受けているのが現状です。また、市街化調整区域に建築できる農業関連施設（都市計画法）は決まっており、現状で建築できるものが決まっているため確認が必要で、市街化調整区域外であれば都市計画法は当てはまりませんが、農振法・農地法の確認、手続きが必要となる場合があります。その他に芽室町農村滞在型余暇活動機能整備計画（案）を記載しておりますので、詳しくは議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。ただ今、事務局より説明がありましたが、「芽室町農村滞在型余暇活動機能整備計画（案）」について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。「芽室町農村滞在型余暇活動機能整備計画」について、ご異議ありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、「計画案について意見のない旨」決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第7号を終わります。

○議長（島部会長） 以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

【なし・・との声】

よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、芽室町農業委員会第2回総会を閉会いたします。

（11時13分 閉会）

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 5年 8月30日

議長（農業委員会会長）

会議録署名委員

会議録署名委員